

重点指導調書（指定訪問看護事業）

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第1 人員に関する基準 1 看護師等の員数	<p>指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>イ. 看護職員 常勤換算方法で、2.5以上となる員数となっているか。また、うち1名は常勤となっているか。</p> <p>ロ. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第63条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たしていることをもって上記の基準を満たしているとみなしているか。</p> <p>(4) 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 看護職員とは、保健師、看護師又は准看護師となっているか。 常勤 当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が、勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 勤務延時間数には、サービスの提供、準備、待機時間及び出張所等における勤務延時間数を含む。 なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合は、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数の配置とあるが、配置しないことも可能である。 事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数（常勤換算方法で2.5）を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 資格証 など 	<p>法第74条第1項 基準 第60条第1項</p> <p>基準 第60条第1項第一号イ 基準 第60条第2項 基準 第60条第1項第一号ロ</p> <p>基準 第60条第1項第二号</p> <p>基準 第60条第3項</p> <p>基準 第60条第4項 平11老企第25号 (以下「解釈」) 第3の三の1(1) ③</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 管理者	(5) 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否 兼務の状況 有 ・ 無
	(2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。 ただし、長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、管理者としてふさわしいと県知事に認められた者を管理者としてあてることができる。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有するものであるか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>なお、事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護ステーションの規定となる。医療機関については、当該医療機関の管理者（院長等）が指定訪問看護事業所の管理者となる。 ・ 他の職務に従事（兼務）するとは以下の場合となっているか。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 事業所の看護職員としての職務に従事する場合 ロ. 健康保険法による指定を受けた事業所である場合に、当該事業所の管理者又は看護職員としての職務に従事する場合 ハ. 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合（併設する施設における看護業務との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。） ・ 保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により業務停止の期間終了後2年を経過していない者に該当していないか。 ・ 管理者としてふさわしいと県知事に認めらる者とは、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案して管理者としてふさわしい者。 ・ 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 資格証 など 	<p>基準 第60条第5項</p> <p>基準 第61条第1項</p> <p>解釈 第3の三の1(2) ①</p> <p>基準 第61条第2項 解釈 第3の三の1(2) ③</p> <p>基準 第61条第3項</p> <p>解釈 第3の三の1(2) ④</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第2 運営に関する基準 1 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。	適 ・ 否
2 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
3 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成	(1) 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。 (2) 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。 なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (3) 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても、説明を行っているか。 (4) 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 (5) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。（ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。） (6) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。（当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、（1）から（6）の規定に関わらず指示書・訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書は診療録及び診療記録への記載をもって代えることができる。）	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。 訪問看護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 利用者の状態の変更により、サービス提供事業者からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含まれる。 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を利用者に行っているか。 訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、及び看護目標、具体的なサービス内容等が記載されているか。 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行っているか。 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成しているか。 主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しているか。 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画(1)～(3) 訪問看護計画 サービス提供票など 訪問看護計画 居宅サービス計画など 訪問看護記録又は診療記録 	<ul style="list-style-type: none"> 基準第74条 準用(第16条) 基準第74条 準用(第17条) 解釈準用 (第3の一の3の(7)) 基準 第70条第1項 解釈 第3の三の3(5) ② 基準 第70条第2項 解釈 第3の三の3(5) ④, ⑤ 基準 第70条第3項 解釈 第3の三の3(5) ③ 基準 第70条第4項 基準 第70条第5項 解釈 第3の三の3(5) ⑦, ⑧ 基準 第70条第6・7項 解釈 第3の三の3(5) ⑨ 解釈準用 (第3の一の3の(13)) 	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
4 勤務体制の確保等	(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事務所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めているか。 なお、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 また、指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。	適 ・ 否
	(2) 指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。	適 ・ 否
	(4) 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否
5 衛生管理等	(1) 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。	適 ・ 否 感染予防対策に係る備品名 ()
	(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適 ・ 否
6 事故発生時の対応	(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生有 ・ 無
	(2) 指定訪問看護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無有 ・ 無 損害賠償保険加入 ・ 未加入
	(4) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者の居宅サービス計画に基づいた適切なサービスを提供できるように従業者の勤務体制を定めているか。 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。 管理者等が他の事業所と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 	<input type="checkbox"/> 勤務計画（予定）表など <input type="checkbox"/> 勤務表	基準第74条準用（第30条第1項） 解釈準用（第3の一の3の(20)②）		
	<ul style="list-style-type: none"> 従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあるか。 当該事業所の看護師等によってサービスの提供が行われているか。 	<input type="checkbox"/> 辞令または雇用契約書	解釈 第3の三の3(7)② 基準第74条準用（第30条第2項）	
	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等の健康管理について定期的に検査確認等を行っているか。 手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備等（消毒器等）を設置し、訪問時には看護師等に携帯用の消毒液等を持たせるなど、適正な対策を講じているか。 	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 職員の研修の記録 など <input type="checkbox"/> 感染予防に関するマニュアルなど	基準第74条準用（第30条第3項） 解釈準用（第3の一の3の(20)③） 基準第74条準用（第31条第1項） 解釈準用（第3の一の3の(21)）	
<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<input type="checkbox"/> 緊急時の連絡体制に関する書類 <input type="checkbox"/> 事故に関する記録 <input type="checkbox"/> 損害賠償保険証書	基準第74条準用（第37条第1項） 基準第74条準用（第37条第2項） 基準第74条準用（第37条第3項） 解釈準用（第3の一の3の(25)）		